



〔件文(16)〕

大渡製糸場創立年月並事業沿革  
之概略

上野國勢多郡岩神村宇觀民  
同国群馬郡前橋本町

一製糸機械場

所有主 勝山宗三郎

平民

水車

蒸氣兼用

明治二年旧前橋藩ニ於テ機械製糸ニ着意シ、  
瑞西人ミウラ氏ヲ雇入、地ヲ勢多郡岩神村宇觀民ニ  
トシ、同三年四月水車ヲ以工女拾式人取り製糸機械ヲ  
建設業ヲ創ム、同五年廢藩置縣ノ際、旧群馬県へ  
引継相成ルヲ以、同県ニ於テ処分シ、東京府平民小野善  
右衛門所有製糸場トス、同年善右衛門更ニ機械ノ  
数ヲ増築シ、工女式拾四人取リトナス、同七年小野組ノ破産  
事故

⑯ 還啓之節御通覽ノ大渡製糸場  
沿革概略等皇太后宮大夫宛申上  
明治12（1879）年8月1日

この史料は、明治12年皇太后が伊香保を訪問した際に、大渡製糸場の沿革や規模などを県が皇太后宮大夫へ報告したものです。前橋藩営製糸場は、明治4年群馬県に移管され、同6年政商の小野組に払い下げられますが、その間速水堅曹が同製糸場の担当を務めました。同7年10月に小野組が破産すると、製糸場は勝山宗三郎の手に移り大渡製糸場（所）と名称を変えました。明治9年に工女40人繰りの規模に拡大され、同12年所有者含め57名の工場となりました。

群馬県行政文書 A0181AOM 79

二拠リ

才リ、因テ一時勧業寮ノ所轄ト成リ、同八年十月同寮

ヨリ払下ヲ受ケ、群馬郡前橋町平民勝山宗三郎ノ所

有トナル、爰ニ於テ同人事業ノ得失ヲ考ヘ、同九年一月

尙未機械ノ数ヲ増加シ蒸氣罐ヲ新設、水車ト兼用

ス、之ヨリ工女四拾人取りノ製糸場ニナリ、同十二年三月二至リ、

従前所用機械ノ未ダ尽サドルヲ覺知シ、更ニ数回ノ経験上

ヨリ同人ノ發明ヲ加ヘタル機械ニ改築ス、即チ目今所用ノ分ナリ

一此工場ニ於テ毎年造出ノ製糸斤数及工場週年ノ

諸費概算、左ノ如シ

一和斤式千五百斤 但、壹斤百六拾匁

一金壱万八千八百円 諸費ノ惣計

一金壱万六千円 製糸原繭五百石買入代、但金壱円  
二付、糸量平均式拾五匁替ノ積

金武千円 工男女給料・賄費、但製糸工女四十人・  
揚返工女拾人・工男七人之見込

金八百円 薪炭其他該場諸雜費

一金壱万八千八百円 諸費ノ惣計

一 製糸場持主勝山宗三郎ナル者ハ、從來生糸売買ニ從事、  
錢物等之商業ヲ兼ネ、猥リニ浮利ヲ營マズ、實着之商法ヲ主トス  
ルヲ以、製糸ノ精良ニ深ク注意、繭之売買ニ量衡ヲ正クシ  
取引ヲナス故ニ、同人之商標マーク橋ノ名、海外商人モ悉ク  
不レ偽優等ナルノ信用ヲ得、常ニ機械製糸者勿論、手釜坐練  
生糸ニ至ルモ、市場取引ノ相場ニ比スレハ凡式割ノ高価ニ有レ之、  
又繭ノ買入等ニ於ル勧農局所轄富岡・新町之両工場

之御用ヲ承ル、毎年強テ不都合之聞ヘ無レ之、繭并ニ

屑物商 即チ出穀繭・熨斗糸・キビソ等壳買商ヲ云フ 中ニ於テモ着実營業家ノ模範  
ニモ相成候程、名声ヲ得候者ニ有レ之候事

明治十二年七月調、大渡製糸場現員調

明治十三年七月調、大渡製糸場現員調	
所有主	勝山宗三郎
同士族	加藤 喬藏
支配人	勝山宗三郎
支配人	勝山宗三郎
工男	勝山宗三郎
下働	勝山宗三郎
工女	勝山宗三郎
武等工女	勝山宗三郎
三等工女	勝山宗三郎
合計	五拾七人

合計

五拾七人
武等工女
三等工女
廿七人
廿六人
廿四人